

KEIRIN



広報 **KEIRIN**

競輪第16号
(毎月1回発行)

発行
財団法人 JKA
競輪広報グループ
東京都千代田区
六番町4番地6
電話 03(3239)9420



第18回寛仁親王牌・世界選手権記念トーナメントで優勝した海老根恵太選手 (中央)

目

次

<p>今月のトピックス 海老根恵太が GI 初制覇 第18回寛仁親王牌・世界選手権記念トーナメント レインボーカップシリーズ見直し 『シャイニングスター賞』に決定 佐藤、渡邊らがアジア自転車競技選手権大会へ 奈良競輪、豊橋競輪でチャリロト発売へ 75名合格 競輪学校第99回生</p> <p>8月の競輪開催日程 2 「競輪に係る業務の方法に関する規定」変更の認可について ... 3 競輪選手の登録事項の変更 4 競輪選手の登録消除 4 競輪選手の特別昇班 4 競輪選手の登録更新 5 競輪選手の出場あっせん停止 9 競輪選手の出場あっせん保留 9 競輪選手的身體検査延期者の検査結果に対する</p>	<p>出場あっせん保留の解除 9 先頭誘導選手の認定・認定更新・認定抹消 10 先頭誘導選手の認定取消 12 競輪審判員の登録事項の変更 12 競輪審判員の登録更新 13 競輪審判員の登録消除 16 競輪検車員の認定取消 16 「競走車部品の認定に関する要領」改正について 17 競輪自転車の登録更新 23 競走車部品の使用者認定 24 平成21年7月競輪出場あっせん状況 25 平成21年7月開催出場あっせん概況表 25 平成21年7月開催競輪選手需給状況表 25 平成21年8月競輪出場あっせん計画 26 平成21年8月開催競輪選手需給計画表 26 登録・認定数等 26 車券売上状況(6月分) 27</p>
--	--

今月のトピックス

海老根恵太が GI 初制覇

第 18 回寛仁親王牌・世界選手権記念トーナメント

第 18 回寛仁親王牌・世界選手権記念トーナメント (GI) の決勝戦は 7 月 7 日、青森競輪場で行われ、海老根恵太 (千葉) が直線鋭く伸びて G I 初優勝。賞金 2690 万円 (副賞含む) とグランプリ 09 の出場権を獲得した。「(優勝して)信じられない。(グランプリは) テレビで観るものと思っていたのに出られるなんて」と喜びを語った。

2 着には神山雄一郎(栃木)、3 着には伏見俊昭(福島)が入った。

レインボーカップシリーズ見直し

平成 21 年後期からのレインボーカップシリーズが変更される。改正内容は、①従来実施していた A 級 1、2 班戦のセカンドステージは廃止② A 級 1、2 班戦・A 級 3 班戦とも、期の初めの 3 カ月 (前期 1～3 月、後期 7～9 月) を成績審査期間とし、上位 9 名ずつが期の終わり (前期 6 月、後期 12 月) に単発で行われる競走に進出する③ 1～3 着までが上位級班に特別昇級(特別昇班)する④原則として G III 開催の中で実施する。

『シャイニングスター賞』に決定オールスター競輪第 3 日優秀競走の名称オールスター競輪第 3 日に行われる優秀競走の名称をインターネットで公募し、特別競輪等運営委員会で審査を行った結果、『シャイニングスター賞』に決まった。オールスター競輪参加選手の内で輝いている 9 名のレース、という意味が込められている。

佐藤、渡邊らがアジア自転車競技選手権大会へ

インドネシアで開かれる第 29 回アジア自転車競技選手権大会 (8 月 14～20 日) への派遣選手が決定した。競輪選手からは佐藤友和 (岩手)、渡邊一成 (福島)、浅井康太 (三重)、柴崎淳 (三重)、深谷知広 (愛知) の 5 名が出場する。

奈良競輪、豊橋競輪でチャリロト発売へ

奈良競輪、豊橋競輪では下記の通り、重勝式車券 (チャリロト) を発売する。

<奈良競輪> 8 月 4 日発売開始 平成 21 年度第 5 回奈良県営奈良競輪前節 (FI: 競友会ドリーム賞) から

<豊橋競輪> 8 月 5 日発売開始 平成 21 年度第 5 回豊橋市営競輪 (FI) から

75 名合格 競輪学校第 99 回生

日本競輪学校は、第 99 回生徒一般入学試験の合格者 75 名を発表した。適性試験では、元アメリカンフットボール選手 (NFL ヨーロッパ) の里見恒平 (千葉 32 歳)、元 J リーグ・徳島ヴォルティスの河野淳吾 (神奈川 26 歳) らが合格した。

◇第 18 回寛仁親王牌 (GI) 決勝成績◇

= 7 月 7 日青森 11R・先頭固定競走 2425m =

Table with 7 columns: 着順, 枠番, 車番, 選手名, 年令, 登録, 上がり着差, 今回成績. Row 1: 1, 6, 8, 海老根恵太, 31, 千葉, 11 秒 1, 2 3 1. Row 2: 2, 6, 9, 神山雄一郎, 41, 栃木, 1/2 輪, 2 6 1. Row 3: 3, 3, 3, 伏見 俊昭, 33, 福島, 1 輪, 4 1 3. Row 4: 4, 5, 7, 武田 豊樹, 35, 茨城, 1/8 輪, 1 5 2. Row 5: 5, 4, 4, 大塚健一郎, 31, 大分, 4 身, 2 4 2. Row 6: 6, 5, 6, 山口 富生, 39, 岐阜, 1 身 1/2, 1 4 3. Row 7: 7, 1, 1, 井上 昌己, 29, 長崎, 3 身, 7 1 1. Row 8: 8, 4, 5, 永井 清史, 26, 岐阜, 1 身 1/2, 2 8 3. Row 9: 9, 2, 2, 平原 康多, 27, 埼玉, 大差, 9 3 2.

- ▽決め手 = 差し
▽ 2 枠複 6 - 6 1,840 円⑨
▽ 2 車単 8 - 9 4,300 円⑬
▽ 3 連単 8 9 3 10,500 円⑳



ガッツポーズする海老根恵太選手 (左)

(写真提供 共同通信社)

8 月の競輪開催日程

Table with 3 columns listing race dates and locations. Column 1: 函館 (ナ 3～5) [9～12] (ナ 29～31), 青森 (15～17) [22～24] (28～30), いわき平 [ナ 17～19], 弥彦 (1～3) [6～8] [17～19], 前橋 [14～16] (26～28), 取手 [26～28], 宇都宮 (19～21), 大宮 (8～10), 西武園 (5～7) [28～30], 京王閣 (ナ 7/31～2) (ナ 13～15), 立川 (20～22), 松戸 [ナ 14～17], 千葉 (6～8) (19～21), 花月園 (16～18), 川崎 [ナ 9～11] (ナ 23～25), 平塚 (ナ 6～8) [ナ 20～22]. Column 2: 小田原 (29～9/1), 伊東 (7/31～2) (26～28), 静岡 (13～15) [22～24], 豊橋 [6～8], 一宮 (9～11) [19～21], 名古屋 (6～8) (22～24) [26～28], 岐阜 休 止, 大垣 (1～4), 松阪 (17～19), 四日市 [ナ 10～12], 富山 (13～16) (21～23) (28～30), 福井 (7～9) (20～22) [26～28], 大津 (13～15), 奈良 [5～7] (27～29), 向日町 [17～19], 和歌山 (※ 16～18) (26～28). Column 3: 岸和田 (6～8), 玉野 (7/31～2), 広島 [17～19], 防府 (7～9) (26～28), 高松 (15～17) (22～25), 観音寺 [6～8], 小松島 [6～8] (20～22), 高知 [27～29], 松山 (13～15) (30～9/1), 小倉 [ナ 26～28], 別府 (7～9) (13～15), 武雄 (20～22) (26～28), 佐世保 [6～8], 久留米 (9～11), 熊本 [18～20] (27～29).

(注) 1. 太字は F I 以上の開催を表す。([] は F I を表す)
2. ※印は施設等改善競輪を表す。
3. 太字のナはナイター競輪を表す。

認可

■平成 21・06・25 製第 44 号

平成 21 年 6 月 30 日

財団法人 JKA 会長 下重 暁子 殿

経済産業大臣 二階 俊博

「競輪に係る業務の方法に関する規程」変更の認可について

平成 21 年 6 月 25 日付け 21JKA 総務第 21 号をもって申請のありました上記の件については、自転車競技法第 26 条第 1 項の規定に基づき、認可します。

競輪に係る業務の方法に関する規程 新旧対照表

Table with 2 columns: 現行, 改正案. Row 1: 第 8 1 条 本財団は、登録した選手の特定期間における競走成績に基づき、各々の選手について、S 級 S 班を最上位とし、以下 S 級 1 班、S 級 2 班、A 級 1 班、A 級 2 班及び A 級 3 班の六の級班に格付けする。 1～4 (略) 5 本財団は、A 級 1 班若しくは A 級 2 班又は A 級 3 班の選手が次の各号のいずれかに該当したときは、第 2 項及び第 3 項の規定にかかわらず、A 級 1 班又は A 級 2 班の選手にあっては S 級 2 班に、A 級 3 班の選手にあっては A 級 2 班に、直ちに昇級又は昇班させるものとする。この場合において、当該選手の直近次期及び次々期の級班は、第 3 項の規定にかかわらず、昇級又は昇班した級班とする。ただし、当該選手の不利益となるときは、この限りでない。 (1) 第 1 日目及び第 2 日目 (4 日間開催の競輪にあっては、第 1 日目、第 2 日目及び第 3 日目とする。) の競走における着順が 1 着の優勝を 3 回連続したとき。この場合において、A 級の選手が S 級の選手と対戦する番組の競走において、着順が 1 着でなかったときは、当該競走を含む競輪は、連続優勝の中断の対象としない。 (2) レインボーカップシリーズファイナルステージの決勝競走に出走したとき。 (3) オリンピック競技大会の自転車競技トラック個人種目 (ケイリン、スプリント、1km タイムトライアル) において 3 位までに入賞したとき。 Row 2: 第 8 1 条 同左. Row 3: 1～4 (略) 5 同左. Row 4: (1) 同左. Row 5: (2) レインボーカップに出走し、1 着から 3 着となったとき。 (3) 同左. Row 6: 第 1 2 9 条 本財団は、特定選手に対する競技実施法人の希望が競合したときは、次の優先順位に基づき、あっせんを行う。 (1) G P (競輪グランプリ) (2) G I (競輪祭朝日新聞社杯争奪競輪王決定戦、日本選手権競輪、高松宮記念杯競輪、寛仁親王牌・世界選手権記念トーナメント、オールスター競輪及び読売新聞社杯全日本選抜競輪) (3) G II (東西王座戦、ふるさとダービー、サマーナイトフェスティバル、共同通信社杯及びヤンググランプリ) (4) G III (5) F I (6) F II Row 7: 第 1 2 9 条 同左. Row 8: (1) G P (2) G I (3) G II (4) 同左 (5) 同左 (6) 同左. Row 9: 附則 この規程は、平成 21 年 7 月 1 日から施行する。

選手

登録事項の変更

(21JKA 事運第 1 号の 13 平成 21 年 6 月 26 日)

県外移動 (1 名) 適用日 平成 21 年 6 月 24 日

Table with 2 columns: 登録番号, 氏名. Row 1: 14154, 長岡 豪

県内移動 (4 名) 適用日 平成 21 年 6 月 24 日

Table with 4 columns: 登録番号, 氏名, 登録番号, 氏名. Rows: 10392 福島 猛寿, 13039 松山 正和, 13588 齋藤 仁, 13621 國廣 哲治

同

(21JKA 事運第 1 号の 14 平成 21 年 7 月 1 日)

県内移動 (1 名) 適用日 平成 21 年 7 月 1 日

Table with 2 columns: 登録番号, 氏名. Row 1: 14032, 藤田 真

同

(21JKA 事運第 1 号の 15 平成 21 年 7 月 10 日)

県内移動 (3 名) 適用日 平成 21 年 7 月 8 日

Table with 4 columns: 登録番号, 氏名, 登録番号, 氏名. Rows: 12650 笹川 竜治, 13714 今村 清二, 14549 戸伏 康夫

同

(21JKA 事運第 1 号の 16 平成 21 年 7 月 17 日)

県内移動 (2 名) 適用日 平成 21 年 7 月 15 日

Table with 4 columns: 登録番号, 氏名, 登録番号, 氏名. Row 1: 10955 藤本 博之, 13951 永井 清史

登録削除

(21JKA 事運第 1 号の 14 平成 21 年 7 月 1 日)

(1 名) 登録削除日 平成 21 年 6 月 29 日

Table with 5 columns: 府県, 登録番号, 先頭誘導選手認定番号, 級班, 氏名. Row 1: 大分, 10255, 12026, A3, 水間 祥二

(注) 適用条項は登録規則第 20 条 1 号

同

(21JKA 事運第 1 号の 15 平成 21 年 7 月 10 日)

(2 名) 登録削除日 平成 21 年 7 月 2 日

Table with 5 columns: 府県, 登録番号, 先頭誘導選手認定番号, 級班, 氏名. Rows: 神奈川, 10876, A3, 高橋 毅, 群馬, 12499, A3, 石井 謙児

(注) 適用条項は登録規則第 20 条 1 号

同

(21JKA 事運第 1 号の 16 平成 21 年 7 月 17 日)

(4 名) 登録削除日 平成 21 年 7 月 13 日

Table with 5 columns: 府県, 登録番号, 先頭誘導選手認定番号, 級班, 氏名. Rows: 岐阜, 8803, 17638, A3, 中矢 政信, 山梨, 11359, A3, 山崎 大司, 埼玉, 11583, 18328, A3, 岡田 道隆, 岡山, 11936, 12712, A3, 田原 誠基

(注) 適用条項は登録規則第 20 条 1 号

(3 名) 登録削除日 平成 21 年 7 月 14 日

Table with 5 columns: 府県, 登録番号, 先頭誘導選手認定番号, 級班, 氏名. Rows: 佐賀, 9336, 17911, A3, 岡本 弘喜, 神奈川, 11135, 11639, A3, 黒田 賢治, 東京, 11244, A3, 関谷 裕之

(注) 適用条項は登録規則第 20 条 1 号

特別昇班

(21JKA 事運第 1 号の 13 平成 21 年 6 月 26 日)

(1 名)

Table with 6 columns: 新級班, 昇班適用日, 適用期, 達成までの優勝記録. Row 1: 14422 前田 義和 (鹿児島) 94 期 25 才, A2, H21.6.18, 21 年前期, 5/15~5/17, 5/27~5/29, 6/15~6/17, 大垣 武雄, 武雄 武雄

同

(21JKA 事運第 1 号の 16 平成 21 年 7 月 17 日)

(1 名)

Table with 6 columns: 新級班, 昇班適用日, 適用期, 達成までの優勝記録. Row 1: 14487 才迫 勇馬 (広島) 95 期 20 才, A2, H21.7.13, 21 年後期, 6/22~6/24, 7/1~7/3, 7/10~7/12, 佐世保 別府, 高松 高松

登録更新

(21JKA 事運第 1 号の 13 平成 21 年 6 月 26 日)

(70 名) 登録更新日 平成 21 年 6 月 19 日

Table with 4 columns: 地区, 府県, 登録番号, 氏名. Rows: 北日本 (青森, 宮城, 須々田大昇, 若林 功, 齋藤登志信), 関東 (茨城, 浦川 尊明, 木村 貴宏, 工藤広太郎, 根本 雄紀, 渡邊 義博, 植木 貴志, 鈴木 宏章, 駒村 大生, 茂原 朝納, 津久井 隆, 山本 光泰, 村上 順規), 南関東 (千葉, 清澤 友晴, 青木 貴之, 石井 功二, 市川 博章, 齋藤 光洋, 高橋 健太, 萩原 孝之), 中部 (愛知, 高橋 宏和, 館 泰守, 橋本 大祐, 吉村 和之, 小西 誠也, 田中 康典, 坂上 樹大), 近畿 (福井, 梯 正幸, 加藤 明久, 中村 考志, 奈良, 前村 寿伸, 和歌山, 辻 誠, 大阪, 奥中 竜之, 兵庫, 吉川 浩士, 中村美千隆, 幡中 幸弘), 中国 (岡山, 川本 隆史)

Table with 4 columns: 中国, 岡山, 13348, 内藤 敦, 三宅 旬, 広島, 13349, 西 毅, 能登谷 栄, 13350, 山口, 13351, 吉永 和生, 13352, 吉永 好宏, 13353, 山口, 13354, 國村 洋, 13355, 桑原 大志, 13356, 宮崎 裕也, 四国 (香川, 13357, 近藤 誠二, 13358, 行成 大祐, 13359, 吉田 彰久, 高知, 13360, 海地 成仁, 13361, 岡 俊行, 13362, 片岡 和也, 愛媛, 13363, 宇根 秀俊, 13364, 瀬形 崇), 九州 (福岡, 13365, 小笠原秀樹, 13366, 加藤 昌平, 13367, 中村 賢, 13368, 牧 剛央, 13369, 吉村 浩二, 佐賀, 13370, 三槻 智清, 長崎, 13371, 足達 重満, 13372, 池田 大輔, 13373, 松尾 誠, 大分, 13374, 川野 正芳, 宮崎, 13375, 五反田豊和, 鹿児島, 13376, 中野 和久, 13377, 堀内 福成, 沖縄, 13378, 大黒 浩司)

同
(21JKA 事運第 1 号の 14 平成 21 年 7 月 1 日)
(268 名) 登録更新日 平成 21 年 7 月 1 日

地区	府県	登録番号	氏名
北日本	北海道	12063	椿 佳友
	〃	12708	野木 義規
	〃	13004	齊藤 功益
	青森	12408	藤田 竜治
	〃	13005	小笠原昭太
	〃	13006	佐々木健司
	宮城	12709	白井 崇則
	〃	12710	大内 達也
	秋田	12064	有坂 直樹
	〃	12065	佐々木賢一
	〃	12409	高橋 慶幸
	福島	12711	小針 豊
	〃	13009	西丸 直人
	〃	13010	程塚 毅志
〃	13011	松崎 稔	
関東	茨城	12410	朝秀 忠
	〃	12411	市川 勝敏
	〃	12412	細井 一茂
	〃	12712	小島 正幸
	〃	12713	染野 浩利
	〃	12714	戸邊 裕将
	〃	12715	中田 光一
	〃	12716	本間 淳
	〃	13012	郡司 浩之
	〃	13013	武田 靖夫
	栃木	12069	小坂 勇
	〃	12070	長谷川秀雄
	〃	12071	鱒淵 克之
	〃	12414	黒川 勇
	〃	12717	伊藤 一貴
	〃	12718	大橋 徹
	〃	12719	篠崎 高志
	〃	12720	鱒淵 佳克
	〃	13014	江連 和洋
	群馬	12072	大谷 雅彦
	〃	12073	吉田 雄二
	〃	12099	筒井 建次
	〃	12415	井上 貴照
	〃	12416	櫻井 紀幸

関東	群馬	12417	須藤 直道		
		〃	12418	田中 雄彦	
		〃	12721	梅山 英樹	
		〃	12722	小林 健	
		〃	12723	澁谷 明	
		〃	13015	久保田 敦	
		〃	13017	橋本 信久	
		埼玉	12074	板羽 俊一	
			〃	12075	彼末 智広
			〃	12076	小峰 一貴
			〃	12420	今井 大
			〃	12421	小沼 良
			〃	12724	相原 邦雄
			〃	13018	岸田 知明
〃	13019		馬場 喜泰		
東京	12078		齋藤 将弘		
	〃		12080	徳永 信資	
	〃	12082	土方 宏昌		
	〃	12422	飯島 亮		
	〃	12423	伊藤 直幸		
	〃	12424	井上 達雄		
	〃	12425	川村 洋		
	〃	12427	高山 聡		
	〃	12428	谷田部幸男		
	〃	12725	浦山 一栄		
山梨	〃	12726	北村 俊一		
	〃	12727	瀧口 和宏		
	〃	13007	造免 浩二		
	〃	13020	土屋 広行		
	〃	13022	物部 国治		
	〃	13023	吉田 英二		
	〃	13024	與那嶺盛安		
	新潟	12083	佐藤 勝彦		
		12429	阿部 康雄		
	〃	12430	松田 桂一		
南関東	千葉	12085	今井 義清		
		〃	12086	斉藤 恭	
		〃	12087	瀬尾 義弘	
		〃	12088	高橋 秀之	
		〃	12089	丸島 真改	
		〃	12431	會田 正一	
		〃	12432	石井 孝	
		〃	12433	石井 雅典	

南関東	千葉	12728	飯田 辰哉		
		〃	12730	長山 一成	
		〃	13025	杳掛 重慶	
		〃	13026	高橋 敦史	
		〃	13027	戸ノ下太郎	
		〃	13028	富田 卓	
		〃	13029	藤田 晃英	
		神奈川	12091	金井 充	
			〃	12092	高木 隆弘
			〃	12093	野田 章嗣
			〃	12094	藤田 進
			〃	12434	加藤 剛
			〃	12435	宍戸 幸司
			〃	12436	渡邊 秀明
〃	12732		伊藤 龍也		
〃	12733		平野 武志		
〃	13030		梶山 大輔		
静岡	〃	13031	木村 讓		
	〃	13032	福間 力		
	12095	笹野井丈晴			
	〃	12096	佐野 哲也		
	〃	12097	斯波 雅貴		
	〃	12098	杉浦 生哲		
	〃	12100	早川 一郎		
	〃	12101	山城 光央		
	〃	12102	吉元 邦洋		
	〃	12103	四柳 慶一		
〃	〃	12438	尾形 雅史		
	〃	12439	河合 康晴		
	〃	12440	木部 孝美		
	〃	12442	宮本 博		
	〃	12734	黒田 直記		
	〃	12735	鈴木 浩一		
	〃	12736	松江 健一		
	〃	12737	谷津倉良太郎		
	〃	12738	渡邊 一洋		
	〃	13033	川端 大輔		
〃	〃	13034	高梨 智		
	〃	13035	瀧口 貴嗣		
	〃	13036	深澤 伸介		
	〃	13037	町田 勝志		
	〃	13038	松永 晃典		
	〃	13039	松山 正和		

中部	愛知	12104	市野 茂		
		〃	12109	山田二三補	
		〃	12110	和田 治恭	
		〃	12443	家田 真宏	
		〃	12444	垣外中勝哉	
		〃	12445	新原 豪	
		〃	12446	馬淵 紀明	
		岐阜	12739	左京 源皇	
			〃	13040	服部 竜二
			〃	13041	三浦 稔希
			〃	13042	渡邊 健
			12112	富岡 健一	
			〃	12448	玉木 勝実
			〃	12450	山口 富生
〃	12451		若原 英伸		
〃	12740		田中 大祐		
〃	12742		山田 雅之		
三重	〃	13043	兎玉 利文		
	12113	廣田 浩			
	〃	13044	杉野 哲也		
	富山	12743	熊無 俊一		
		石川	12452	伊藤 健詞	
	〃		13045	岩本 和也	
	近畿	福井	13046	市田佳寿浩	
			〃	13047	田中 俊充
			滋賀	12454	前田 知機
			〃	12744	岡田 裕康
〃			12759	金山 栄治	
〃			13048	磯野 勘太	
京都			12453	中島 義之	
			〃	12745	水野 裕也
〃			13049	南 大輔	
奈良			13050	森田 誠	
			和歌山	12456	池田 智毅
〃				12746	南部健次郎
〃			12747	布居 寛幸	
〃			12748	山本 光昭	
〃	13052	山田 晃也			
大阪	12119	松原 広和			
	〃	12457	中瀬 一郎		
〃	12458	前田 新			
兵庫	12120	浜上 一幸			
	〃	12460	佐々木邦彦		

近畿	兵庫	12750	小林 直樹	四国	香川	13060	兒玉慎一郎	
	〃	12751	菅原 孝之		徳島	12139	桃本 君人	
	〃	12752	増本 章行		〃	12140	渡辺 守美	
	〃	12753	柳澤 達也		〃	12474	小川 圭二	
中国	岡山	12121	石原 和夫		〃	〃	13061	小磯 知也
	〃	12123	中山 博司		〃	〃	13062	藤原 義浩
	〃	12124	長谷 隆志		高知	13063	赤松 秀展	
	〃	12125	星島 一成		〃	13064	大崎世志人	
	〃	12126	三宅 伸		〃	13065	川口 大輔	
	〃	12127	宮本 弘		〃	13066	松本 光平	
	〃	12128	山根 泰道		愛媛	12475	笠松 義輝	
	〃	12461	小谷 博		〃	12476	亀山 敏	
	〃	12462	杉原 純一		〃	12477	富井 正門	
	〃	12463	前野 智也		〃	12765	福山 幸作	
	〃	12464	山本 登		九州	福岡	12142	加倉 高廣
	〃	12754	小野 祐作	〃		12143	古賀 幹浩	
	〃	12755	曾根 好久	〃		12144	柴田 了	
	〃	12756	服部 仁	〃		12145	高田 義人	
	〃	13054	石丸 寛之	〃		12146	中谷 渉	
	〃	13055	近藤 時啓	〃		12478	加倉 正義	
	〃	13056	山本 貴章	〃		12479	田中 弘章	
	広島	12129	阿部 亮治	〃		12480	南部 祐二	
	〃	12130	石田 洋秀	〃		12766	立石 拓也	
	〃	12132	甲斐下 智	〃		12767	林 次郎	
〃	12465	恩地 智明	〃	12769		宮本 憲		
〃	12466	郡 英治	〃	12772		井上 大		
〃	12468	三輪 俊之	〃	13067		池田 英樹		
〃	12757	市本 隆司	〃	13068		城戸崎隆史		
〃	12760	櫻井 宏智	〃	13069		白川 有司		
〃	12761	塚本 善之	〃	13070		高木 和仁		
〃	12762	富田 一弘	佐賀	12770		廣橋 康加		
山口	12136	久保田 悟	〃	13071		遠山 紀義		
〃	12469	土田 博光	長崎	12147		川崎 正博		
〃	12470	松本 篤浩	〃	12771		川本 正章		
〃	12471	美濃 英導	大分	12148	石川 知晃			
〃	12763	内村 泰三	熊本	12149	赤星 忠明			
〃	12764	大林 勝敏	〃	12151	甲斐 賢治			
〃	13057	川口 正	〃	12152	田代 誠			
〃	13058	富 弥昭	〃	12153	田中 寿一			
四国	香川	12138	松岡 伸定	〃	12154	西島 貢司		
	〃	12472	大山 泰伸	〃	12155	森内 章之		
	〃	12473	清水 邦章	〃	12773	上村 猛		
	〃	13059	香川 雄介	〃	12774	大窪 輝之		

九州	熊本	12776	下田 和美
	〃	12777	野原 博昭
	〃	12778	廣瀬 克成
	〃	12779	田川 辰二
	〃	12780	藤本 博之
	〃	12781	山下 竜也
	〃	12782	米丸 俊成
	〃	13073	古閑 典昭
	〃	13074	島田 竜二
	〃	13075	平 総一
	〃	13076	廣野 吉法
	〃	13077	村田 昌一
	鹿児島	12157	竹野 行登
	沖縄	13078	森田 正寿

同

(21JKA 事運第 1 号の 16 平成 21 年 7 月 17 日)

(1 名) 登録更新日 平成 21 年 7 月 10 日

地区	府県	登録番号	氏名
関東	群馬	7153	鈴木 孝幸

(1 名) 登録更新日 平成 21 年 7 月 12 日

地区	府県	登録番号	氏名
北日本	福島	12481	加藤 昌和

出場あっせん停止

「競輪に係る業務の方法に関する規程」に基づき、下記のとおり決定しました。

(21JKA 公正第 14 号 平成 21 年 6 月 22 日)

(1 名)

級班	府県	番号	氏名	あっせん停止期間	適条
S2	大阪	13875	小林 寛尚	あっせん停止 1ヶ月 平成 21 年 7 月 1 日～ 平成 21 年 7 月 31 日	業務規程 第 135 条 第 1 項 第 7 号

出場あっせん保留

下記の選手は、平成 21 年前期審査期終了時において、本財団の「競輪に係る業務の方法に関する規程」第 83 条第 1 項第 3 号に定める競走成績不良による登録消除の基準に該当するものと認められますので、登録消除に係る調査及び審議を行う間、同規程第 134 条第 1 項第 3 号の規定により、平成 21 年 7 月 2 日付で当該選手に対する出場あっせんを保留しました。

(21JKA 事運第 47 号 平成 21 年 7 月 2 日)

(18 名)

地区	府県	登録番号	氏名
関東	栃木	12637	宇賀神佳克
	〃	11975	坂本 淳
	群馬	12499	石井 謙児
	埼玉	11583	岡田 道隆
	東京	11244	関谷 裕之
	山梨	10503	中澤 俊治
南関東	〃	11359	山崎 大司
	千葉	14299	南原 照也
	神奈川	9405	金目 登
	〃	9870	斉藤 守
	〃	10876	高橋 毅
	〃	11135	黒田 賢治
中部	静岡	12890	山崎 道
	岐阜	8803	中矢 政信
中四国	岡山	11936	田原 誠基
	愛媛	12915	越智 勇樹
九州	佐賀	9336	岡本 弘喜
	大分	12629	友成 照光

身体検査延期者の検査結果に対する

出場あっせん保留の解除

「競輪に係る業務の方法に関する規程」第 83 条第 5 項の規定に基づき行った選手身体検査を受検した結果、下記選手は、公正安全な競走を行うに支障がないと認めましたので、同規程第 83 条第 6 項による出場あっせん保留を解除しました。

(21JKA 事運第 50 号 平成 21 年 7 月 8 日)

1. 都道府県名：愛知
2. 登録番号：10888
3. 氏名：小田 龍二
4. 解除年月日：平成 21 年 7 月 8 日付

先頭誘導選手の認定・認定更新・認定抹消

(21JKA 事運第 1 号の 14 平成 21 年 7 月 1 日)

認定 (31 名) 認定年月日 平成 21 年 7 月 1 日

府県	認定番号	登録番号	氏名
茨城	18720	9506	小倉 久人
〃	18721	11216	池澤 義文
〃	18722	12560	後藤 政義
栃木	18723	12720	鱒淵 佳克
〃	18724	13541	高森 圭介
埼玉	18725	12802	宇澤 恵一
東京	18726	11241	小尾 晃一
〃	18727	12727	瀧口 和宏
山梨	18728	12183	田崎美佐夫
長野	18729	11002	竹内 由文
〃	18730	13691	武田 篤史
〃	18731	14294	宮島 聖悟
新潟	18732	14376	保科 圭太
神奈川	18733	10086	千葉 幸彦
〃	18734	13632	川口 直人
〃	18735	13634	山口 勝也
〃	18736	14300	上野 真吾
〃	18737	14302	武田 憲祐
〃	18738	14382	伊藤 翼
〃	18739	14383	河野 要
〃	18740	14384	早野 龍二
〃	18741	14385	山本 淳
岐阜	18742	14247	吉田 将成
三重	18743	11622	杉山 正和
〃	18744	11624	森 哲也
富山	18745	14176	笹倉 慎也
福岡	18746	12249	藤井 正
〃	18747	13069	白川 有司
〃	18748	14414	是永 幸寛
大分	18749	14418	安部 龍文
〃	18750	14419	鈴木 栄吉

認定更新 (133 名) 更新年月日 平成 21 年 7 月 1 日

府県	認定番号	登録番号	氏名
北海道	17033	11767	田村 博幸
〃	14377	12708	野木 義規
〃	17790	13977	川邊 勇太
〃	17791	13978	菊地 圭尚
〃	17792	13979	竹内 優也
青森	10057	9938	館石 文夫
〃	18278	13747	伊藤 大志
岩手	16279	13522	佐々木和大
〃	17035	13750	片岡 典明
〃	17793	13905	藤原 義晴
宮城	18283	13080	阿部 利光
秋田	17036	13607	小松 和哉
〃	17794	13910	高橋 秀吉
福島	18286	11459	佐川 康祐
〃	18287	13011	松崎 稔
茨城	17795	9077	永澤 豊
〃	17796	11671	諸岡 貞雄
〃	16283	12412	細井 一茂
〃	17797	12941	十文字貴信
栃木	11281	10729	前田 義秋
群馬	17040	12951	野田 英吾
〃	17041	13169	田中 将彦
埼玉	17800	11584	押切 学
〃	17042	13623	鈴木 健
〃	17043	13624	野村 昌弘
〃	18288	14009	大澤 雄大
東京	17802	9854	三浦 世二
〃	17804	13179	飯島 淳
新潟	17805	14012	関 智晴
〃	17806	14013	中山 健
〃	18291	14155	佐藤 政利
〃	18292	14156	西巻 裕也
〃	18293	14157	原田 泰志
〃	18294	14158	本間 慎吾
神奈川	10067	9873	池田 充
〃	11293	10874	梶山 一人
〃	16290	10879	金指 康夫
〃	13272	11495	佐野 雄一
〃	15019	11608	鈴木 伸二
〃	12652	11796	川越 義朗
〃	15688	11833	内藤 高広

神奈川	17046	12006	大和 雄太	福井	18299	14091	伊原 弘幸
〃	17047	12092	高木 隆弘	〃	18300	14092	山出 裕幸
〃	13273	12193	井手 尚治	滋賀	18301	12832	仙石 淳
〃	17048	12435	宍戸 幸司	京都	15692	12745	水野 裕也
〃	13814	12510	萩谷 直正	〃	17814	13960	小林 正明
〃	13816	12512	眞原 健一	奈良	12019	11520	時任 賢
〃	17049	12815	旭 健太郎	〃	13289	11714	中川 武志
〃	14383	12816	石井 規道	〃	16305	13343	前村 寿伸
〃	14384	12817	木村 正人	和歌山	9370	9679	岡本 新吾
〃	18295	12820	坂本 照雄	〃	12661	11286	石塚 正浩
〃	14387	12821	鈴木 純	〃	12662	11827	梶原 崇晃
〃	17050	12878	安藤 宜明	〃	12663	11828	北野 裕宣
〃	15021	13109	志村 正洋	〃	12665	11920	川崎 裕延
〃	15022	13111	松井佐智夫	大阪	13285	11403	中武 克雄
〃	15026	13188	山田 幸司	〃	13286	11408	山本 利彦
〃	16292	13701	稲葉 幸哉	〃	16302	12219	大矢 勇一
〃	16297	13708	溝口 和人	〃	16303	12291	友利 誠一
〃	17052	13853	長田 祐弥	〃	16304	12292	森村 勇
〃	17053	13854	川田 忍	〃	15693	13128	梶原 秀庸
〃	17054	13855	近藤 俊明	岡山	10611	10557	飯田 洋介
〃	17055	13856	鶴井 敬一	〃	10616	10562	松井 保志
愛知	17056	12104	市野 茂	〃	12668	11530	松井 竜二
〃	17809	13570	加藤 寛治	〃	13826	12461	小谷 博
岐阜	11302	10897	兼子 義久	〃	13827	12464	山本 登
〃	11304	10899	鈴木 達也	広島	12671	11838	平坂 典也
〃	11305	10900	三浦 靖	〃	12673	11840	安田 光義
〃	13278	12209	坂井 貴志	〃	17061	11938	小林 豊
〃	13279	12210	澤田 栄次	〃	15696	12465	恩地 智明
〃	13280	12211	藤井 竜也	〃	15698	13351	能登谷 栄
〃	15029	12974	高田 晃裕	山口	17815	11941	内村 哲也
〃	18296	14088	浅野 将弘	徳島	17063	12541	室井 健一
三重	14392	12828	中津 友臣	〃	17064	13507	吉岡 篤志
〃	16299	13640	西村 豊	愛媛	12025	11539	橘 澄人
富山	17059	12015	西田 潤	〃	13833	12544	上田 学
〃	13820	12598	大庭 正紀	〃	13834	12701	升澤 祥晃
〃	16300	13482	松崎 貴久	〃	15031	13142	黒田 大介
石川	14393	12830	波能 淳	〃	15033	13144	秦 平
福井	18297	10114	白崎 正剛	〃	15701	13442	濱田 浩司
〃	18298	11515	上松 弘直	〃	16307	13742	葛西雄太郎
〃	13821	12599	山崎 暁	〃	17817	14037	橋本 勝弘
〃	17811	13957	堂村 知哉	〃	17818	14038	橋本 強
〃	17812	13958	中村 博陽	佐賀	17066	11546	江頭 幹人
〃	17813	13959	鷲田 佳史	〃	15037	11747	岡 泰弘

佐賀	17819	14046	秋山 貴宏
〃	17820	14047	山田 英明
長崎	17067	13663	中野 功史
〃	17821	14048	川島 勝
熊本	18302	11327	吉田 豊
〃	18303	12780	藤本 博之

審判員

登録事項の変更

「競輪審判員、選手および自転車登録規則」に基づき、登録事項の変更をしました。

(21JKA 競運第 31 号の 2 平成 21 年 7 月 1 日)

住所変更 (20 名)

地区	登録番号	氏名
東日本	3725	阿部 正樹
	4495	本田 覚
	4794	矢野 徹
本部	3521	大倉 真平
	4053	獅子山 徹
	4614	寶田 創
	4616	坂倉 厚史
	4617	高澤 建二
	4618	高橋 徹郎
中日本	4623	伊藤 敏明
	4682	竹森 真也
近畿	4356	北村 康裕
	4359	津川 恵司
	4517	杉谷 浩史
中四国	3527	岩崎 隆司
	3534	宮内 知足
	3737	国方 敬二
	3867	田中 善信
	4524	山根 豊
	4753	尾崎 行照

認定抹消 (14 名) 抹消年月日 平成 21 年 7 月 1 日

府県	認定番号	登録番号	氏名
宮城	18279	9386	大川 稔
〃	18281	10718	星 進一
〃	18282	12710	大内 達也
〃	18284	13385	鎌田 聡
〃	18285	13604	庄子 信弘
栃木	11279	10724	佐藤 光浩
〃	13260	11974	齋藤 昭二
〃	16285	12566	高根澤幸房
東京	18289	12574	井上 薫
〃	18290	13180	曾我 憲司
神奈川	10064	9870	斉藤 守
〃	11295	10876	高橋 毅
岐阜	17810	13951	永井 清史
大分	12026	10255	水間 祥二

先頭誘導選手の認定取消

(21JKA 事運第 1 号の 13 平成 21 年 6 月 26 日)

(1 名) = あっせん停止

登録番号	選手名	府県	認定番号	認定取消日	再認定可能日
13875	小林 寛尚	大阪	18051	平成 21 年 7 月 1 日	平成 22 年 7 月 1 日

登録更新

「競輪審判員、選手および自転車登録規則」第 12 条の規定に基づき、下記のとおり登録を更新しました。

(21JKA 競運第 43 号 平成 21 年 7 月 1 日)

- 更新人員及び更新者名
258 名
下記「平成 21 年度競輪審判員登録更新者名簿」のとおり
- 登録有効期間
自 平成 21 年 7 月 1 日
至 平成 24 年 6 月 30 日

平成 21 年度競輪審判員登録更新者名簿

平成 21 年 7 月 1 日更新

地区	登録番号	氏名
北日本	3337	三浦 敏幸
	3338	吉川 和弘
	3579	鳴海正次郎
	3722	高橋 豊
	3752	飯塚 陽一
	3753	古沢 輝寿
	4043	松森 光明
	4199	山崎 英俊
	4486	阿部 宏幸
	4488	柴田 明
	4489	高沢 茂
	4603	菊地 貴久
	4604	志賀 祐介
	4605	村上 康史
	4689	石崎 昇
	4732	小野 義男
	4733	塩谷 智一
	4786	蛭子 正博
	4787	蝦名 勝則
	4788	高坂 正彦
4789	古川 浩	
4790	田崎 久工	
東日本	3305	金子 謙一
	3340	半田 好夫
	3341	星 敬一
	3549	室村 哲男
	3551	酒井 三義
	3552	森山 信
	3553	玉沖 和巳

東日本

3724	安田 優
3725	阿部 正樹
3754	伊藤 辰郎
3755	飯田 満男
3847	向井 義夫
3849	福安 勇人
3850	原田 弘和
3851	亀田 均
3852	堀田 隆良
3853	内山 秀人
4044	塚原 典裕
4045	諸橋 尋志
4046	風間 信也
4048	富田 芳夫
4200	木村 浩
4202	細川 正資
4203	梅澤 繁
4204	矢野 英典
4330	宇佐美秋則
4331	関口 美裕
4332	斉藤 勲
4333	馬場 幸男
4337	渡辺 真一
4490	荒井 信夫
4491	木根原 靖
4492	小久保英紀
4493	佐藤 靖文
4494	星野 康文
4495	本田 覚
4496	水野 誠二
4497	山仲 康夫
4606	岩藤 安正
4607	栗原 章浩
4608	塚原 宏樹
4609	中込 雄太
4610	西田 啓人
4611	濱野 智充
4612	福田 聡
4613	山田 真也
4791	桑原 辰也
4792	佐藤 充
4793	須田 仁
4794	矢野 徹

本 部	3307	杉山 勝久
	3342	堀 邦夫
	3518	金持 隆明
	3519	松坂 乃久
	3520	大畑 良己
	3521	大倉 真平
	3546	林 興一
	3547	松坂 昭弘
	3727	北見 敏明
	3757	大畑 良博
	4049	船津 弘
	4050	秋山 裕倫
	4051	蛭田 仁
	4052	松崎比呂志
	4053	獅子山 徹
	4055	木村 宏
	4205	桜井 義久
	4206	川原園和久
	4339	大友 康信
	4340	片平 徹
	4499	井上 誠
	4500	柿島 徹也
	4501	川島 成一
	4502	木内 浩成
	4504	中馬 健之
	4505	三澤 義彦
	4614	寶田 創
	4616	坂倉 厚史
	4617	高澤 建二
	4618	高橋 徹郎
	4619	細谷 真之
	4620	宮原 武文
	4621	山田 健嗣
	4676	岩田 義
4677	小嶋 剛	
4678	島野 彰仁	
4679	田中 義幸	
4680	杜本 真生	
中日本	2783	澤井 義弘
	3060	中島 憲一
	3523	川島 信市
	3728	岡 典利
	3729	鈴木 博久

中日本	3730	前田 正夫	
	3854	青木 学	
	3855	川口 洋史	
	3856	伊藤 秋雄	
	3857	宝谷 佳郁	
	3859	清水 正広	
	4056	遠藤 貴士	
	4057	名倉 茂	
	4059	伊藤 秀男	
	4208	野田 英博	
	4343	牧野 道之	
	4344	松原 亨	
	4345	名倉 豊	
	4346	塩野谷富美夫	
	4348	丹羽 浩司	
	4349	熊谷 昌紀	
	4350	中川 健二	
	4351	田中 英士	
	4354	太田 伸	
	4510	辻村 貴仁	
	4512	渡辺 真史	
	4622	赤木 成行	
	4623	伊藤 敏明	
	4625	白木 宏侍	
	4626	豊田 博昭	
	4627	村瀬 真人	
	4628	山本 望	
	4681	佐藤 匡将	
	4682	竹森 真也	
	近 畿	3500	橋田 宗久
		3862	石井 洋
		3863	清水 啓介
		4061	寺崎 竜介
		4062	藤川 達夫
4063		小林 信男	
4064		飯村 臣視	
4065		大部 貴	
4066		馬場 隆	
4209		重永 和利	
4210		熊岡 孝裕	
4212		大谷 晶	
4355	麻野 雅史		
4356	北村 康裕		

近 畿	4357	定永 正靖	
	4359	津川 恵司	
	4360	西田 育弘	
	4361	三浦 豊	
	4362	山本 昌	
	4363	渡辺 史朗	
	4513	浅田 靖	
	4514	岩田 嘉之	
	4515	小川 泰史	
	4516	佐々木信吾	
	4517	杉谷 浩史	
	4518	谷口 信之	
	4520	野上 辰矢	
	4629	中村 司	
	4631	保平 幸治	
	4795	上林規久子	
	4796	田中 香代	
	4797	地頭園藤雄	
	中四国	3365	栗原 彰仁
		3527	岩崎 隆司
3534		宮内 知足	
3563		松村 直樹	
3564		成瀬 博文	
3571		月原 達年	
3573		丹生谷 敬	
3732		黒梅 正嗣	
3736		丸上 明彦	
3737		国方 敬二	
3759		嶋田 俊介	
3765		大池 晴夫	
3866		吉田 信幸	
3867		田中 善信	
3874		阿部 憲二	
3875		松尾 周介	
3876		野崎 清徳	
4072		吉松 正一	
4073		小西 英伸	
4213		柳井 俊洋	
4215	古川 雅隆		
4364	石丸 勝則		
4365	古本 靖之		
4373	曾我部雅史		
4375	勝浦 俊祐		

中四国	4376	高田 敏幸
	4522	泉 和孝
	4523	市川 満男
	4524	山根 豊
	4632	藤川 和之
	4633	升本 洋次
	4684	矢野 裕忠
	4691	山内 順司
	4692	高橋 健三
	4693	中西 茂人
	4694	小松 幸雄
	4695	下島 光一
	4696	柏井 章一
	4697	栗原 眞一
	4747	池上 博章
	4748	増田 広人
	4749	河村 米穂
	4750	梅田 真澄
	4751	永尾 浩
	4752	鈴木 正明
4753	尾崎 行照	
4754	宮脇 治人	
4755	松田 利勝	
4798	香川 秀美	
4799	藤津 利明	
4800	吉次 浩二	
4801	小橋 孝之	
4802	大池 勇人	
4803	高橋 正和	
4804	井上 淳	
4805	土ヶ内隆晴	
4806	尾崎 雄一	
4807	川口 初年	
西日本	3374	北 正和
	3536	坪倉由紀夫
	3740	後藤 隆通
	3742	野口 武巳
	3748	朝重 徹也
	3880	問註所康宗
	3881	植村 信夫
	3882	山口 和則
	3883	恩田 久史
	3892	浦川 熊男

西日本	4074	野見山照明
	4377	福島 哲雄
	4378	菊川 欽也
	4379	田中 寿一
	4380	松尾 隆平
	4389	水口 一也
	4525	東郷 克彦
	4526	山内 和弘
	4634	熊本 健司
	4635	吉松 龍市
	4636	和田 正勝
	4756	八坂 剛
4757	平野 由和	
4758	奥羽 勲	

登録消除

「競輪審判員、選手および自転車登録規則」に基づき、下記のとおり登録を消除しました。

(21JKA 競運第 44 号 平成 21 年 7 月 3 日)

(12 名)

地区	登録番号	認定番号	氏名	消除日	適用条項
中日本	3056	B-172	青山 育夫	平成 21 年 7 月 1 日	登録規則第 13 条第 2 号
	3057	B-256	奥村 昭	平成 21 年 7 月 1 日	登録規則第 13 条第 2 号
	3309	-	的場 明美	平成 21 年 7 月 1 日	登録規則第 13 条第 2 号
	3560	-	三ツ塚栄治	平成 21 年 7 月 1 日	登録規則第 13 条第 2 号
	4352	-	瀬川 秀敏	平成 21 年 7 月 1 日	登録規則第 13 条第 2 号
近畿	3100	-	福島 榮司	平成 21 年 7 月 1 日	登録規則第 13 条第 2 号
	3344	B-271	平松 敏秀	平成 21 年 7 月 1 日	登録規則第 13 条第 2 号
	3581	A-155	谿 均	平成 21 年 7 月 1 日	登録規則第 13 条第 2 号
中四国	3357	-	中西 昭文	平成 21 年 7 月 1 日	登録規則第 13 条第 2 号
	3570	-	宮地 健司	平成 21 年 7 月 1 日	登録規則第 13 条第 2 号

中四国	3739	-	森 裕己	平成 21 年 7 月 1 日	登録規則第 13 条第 2 号
	4221	-	高井 寿	平成 21 年 7 月 1 日	登録規則第 13 条第 2 号

検車員

認定取消

「競輪検車員認定に関する要領」に基づき、下記のとおり認定を取消しました。

(21JKA 競運第 7 号の 3 平成 21 年 6 月 22 日)

(1 名)

認定番号	氏名	認定取消日	適用
781	阿部 誠幸	平成 21 年 6 月 22 日	競輪検車員認定に関する要領 7 (1)

自転車

「競走車部品の認定に関する要領」改正について

(21JKA 競運第 33 号 平成 21 年 6 月 23 日)

「競走車部品の認定に関する要領」(平成 21 年 4 月 1 日制定、財団法人 JKA)において、メーカーが製造中止等を理由として認定の取消しを申請した場合、取消し申請から 1 年後に認定の取消しをしているが、今般自転車の所有者登録制度と同様に、認定を取消した競走車部品であっても、一定の基準に適合したときは、選手が申請した場合に限り、部品毎に定める期間において当該部品の使用を認める使用者認定制度(「競走車部品の認定に関する要領・新旧対照表」参照)を導入した。

施行日は平成 21 年 6 月 15 日。

競走車部品の認定に関する要領 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>1 目的 本財団は、競走車安全基準の規定に基づき、競輪の公正かつ安全な実施を確保するため、競輪に使用する自転車の部品(以下「競走車部品」という。)の認定基準を定め、その基準に適合した部品を認定し、もって検車業務の適正かつ円滑な遂行を図る。</p> <p>2 適用範囲 この要領により認定した競走車部品(以下「認定部品」という。)は、すべての競輪に使用できるものとする。</p> <p>3 認定の申請 (1)競走車部品の認定を申請しようとする者は、<u>競走車部品認定申請書(様式第 1)に次に定める書類を添えて本財団に提出する。</u> <u>ア 仕様書</u> <u>イ 図面</u> <u>ウ 試験成績表(競走車部品認定基準に従って、財団法人自転車産業振興協会、財団法人日本車両検査協会又は財団法人化学物質評価研究機構が検査し、作成したもの。)</u> <u>エ 実物 1 個</u> <u>オ その他、本財団が必要と認めたもの。</u> (2)(1)の規定による申請は、<u>その競走車部品の製造業者でなければならない。</u> (3)製造業者は、認定を受けた競走車部品の仕様を変更しようとするときは、<u>改めて変更後の部品に関し、競走車部品の認定を申請しなければならない。</u></p> <p>4 認定 (1)本財団は、認定申請に係る競走車部品が競走車部品認定基準(以下「認定基準」という。)に適合し、かつ、供給が確保できると認めたととき認定する。 (2)(1)に規定する認定基準は本財団が別に定める。 (3)本財団は、競走車部品を認定したときは、競走車部品認定簿(様式第 2)に所要の事項を記載する。</p> <p>5 認定の表示 認定部品は、その製造業者が製造する当該部品に様式第 3 に定める表示をしなければならない。</p>	<p>1 目的 本財団は、競走車安全基準の規定に基づき、競輪の公正かつ安全な実施を確保するため、競輪に使用する自転車の部品(以下「競走車部品」という。)の認定基準を定め、その基準に適合した部品を認定し、もって検車業務の適正かつ円滑な遂行を図る。</p> <p>2 適用範囲 本財団が、この要領により認定した競走車部品(以下「認定部品」という。)は、すべての競輪に使用できるものとする。</p> <p>3 認定の申請 (1)競走車部品の認定を申請しようとする者は、<u>様式第 1 に定める競走車部品認定申請書を本財団に提出する。</u> (2)(1)の規定による申請は、<u>その競走車部品の製造業者(海外に所在する場合を含む。以下同じ。)が行わなければならない。ただし、競走車部品の製造業者が海外に所在する場合にあっては、当該製造業者と取引のある国内の業者が申請を行うことができる。</u> (3)製造業者は、認定部品の仕様を変更しようとするときは、<u>あらかじめ変更後の部品に関し、本財団に競走車部品仕様変更申請書(様式第 2)を提出しなければならない。</u></p> <p>4 認定 (1)本財団は、認定申請に係る競走車部品が別に定める競走車部品認定基準(以下「認定基準」という。)に適合し、実走による不具合がないこと、かつ、供給が確保できることを確認したとき認定する。 (2)本財団は、競走車部品を認定したときは、競走車部品認定簿(様式第 3)に所要の事項を記載する。 (3)本財団は、競走車部品を認定したときは、当該部品の申請者に対して、<u>競走車部品適合認定証(以下「認定証」という。)(様式第 4)を交付する。</u></p> <p>5 認定の表示 認定を受けた者は、当該部品に様式第 5 に定める表示をしなければならない。</p>

現 行	改 正 案
<p>6 競走車部品適合認定証 本財団は、競走車部品を認定したときは、その部品の製造業者に<u>対して、競走車部品適合認定証（様式第 4）を交付する。</u></p> <p>7 競走車部品適合認定証記載事項の変更 認定を受けた者は、その認定証の記載事項に変更があったときは、変更があった日から 1 月以内に競走車部品適合認定証記載事項変更届出書（様式第 5）に認定証を添えて本財団に提出しなければならない。</p> <p>11 認定証の再交付 (1) 認定を受けた者は、認定証を滅失し、又はき損したときは、認定証の再交付を申請しなければならない。</p> <p>(2)(1)の規定により再交付を申請しようとするときは、様式第 7 に定める認定証再交付申請書に、き損の場合にあつてはその認定証を添えて、本財団に提出しなければならない。</p> <p>12 認定証の返還 認定を受けた者は、<u>10</u>の規定による認定取消しの通知を受けたときは、遅滞なく認定証を本財団に返還しなければならない。</p> <p>8 認定部品の製造業者の廃業等の届出 認定を受けた部品の製造業者が次のいずれかに該当したときは、それぞれ次に定める者は、その日（(1)の場合にあつては、その事実を知った日）から 30 日以内に、競走車部品認定取消申請書（様式第 6）に認定証を添えて、本財団に届け出なければならない。</p> <p>(1) 製造業者が死亡したとき その相続人 (2) 製造業者である法人が解散したとき その法人を代表する役員であった者 (3) 認定を受けた部品の製造を中止したとき 製造業者であった個人又は製造業者であった法人を代表する役員</p> <p>9 認定の取消し 本財団は、認定部品又はその製造業者が次のいずれかに該当したときは、それぞれ次に定める日をもってその部品の認定を取り消さなければならない。</p> <p>(1) 製造業者が認定の取消しを申請したとき 申請のあった日から起算して 1 年を経過する日 (2) <u>認定に係る部品が認定基準に適合しなくなったとき</u> その事実を知った日 (3) 認定部品に製造上著しい欠陥が発見されたとき その事実を知った日 (4) 3 に規定する申請について虚偽の記載があったとき その事実を知った日</p> <p>(5) 製造業者が 8 による届出を怠り、かつ、本財団がその事実を知ったとき その事実を知った日から起算して 1 年を経過する日</p> <p>11 使用者認定 (1) 本財団は、10(1)又は(6)により認定を取り消した部品であっても、別に定める使用者認定に係る基準に適合したときは、選手が申請した場合に限り、部品毎に定める期間において当該部品の使用を認定（以下「使用者認定」という。）する。 (2) 使用者認定を申請しようとする選手は、当該競走車部品の認定取消しの日前 60 日までに、競走車部品使用者認定申請書（様式第 9）を本財団に提出しなければならない。 (3) 本財団は、使用者認定の期限についてそれぞれ部品毎の特性を考慮し、認定取消日の翌日から起算して最大 2 年を限度として別に定める。</p>	<p>6 競走車部品適合認定証記載事項の変更 (1) 認定を受けた者は、その認定証の記載事項に変更があったときは、変更があった日から 1 月以内に競走車部品適合認定証記載事項変更届出書（様式第 6）に認定証を添えて本財団に提出しなければならない。</p> <p>(2) 本財団は、(1)による届出を受付たときは、<u>認定証の記載事項を変更し、申請者に対して、新たに認定証を交付する。</u></p> <p>7 認定証の再交付 (1) 認定を受けた者は、認定証を滅失し、又はき損したときは、認定証の再交付を申請しなければならない。</p> <p>(2)(1)の規定により再交付を申請しようとするときは、様式第 7 に定める競走車部品適合認定証再交付申請書を本財団に提出しなければならない。</p> <p>(3) 本財団は、認定証の再交付を受付たときは、申請者に対して、<u>新たに認定証を交付する。</u></p> <p>8 認定証の返還 認定を受けた者は、<u>12</u>の規定による認定取消しの通知を受けたときは、遅滞なく認定証を本財団に返還しなければならない。</p> <p>9 認定部品の製造業者の廃業等の届出 認定部品の製造業者が次のいずれかに該当したときは、それぞれ次に定める者は、その日（(1)の場合にあつては、その事実を知った日）から 30 日以内に、競走車部品認定取消申請書（様式第 8）に認定証を添えて、本財団に届け出なければならない。</p> <p>(1) 製造業者が死亡したときは、その相続人 (2) 製造業者である法人が解散したときは、その法人を代表する役員であった者 (3) 認定部品の製造を中止したときは、製造業者であった個人又は製造業者であった法人を代表する役員</p> <p>10 認定の取消し 本財団は、認定部品又はその製造業者が次のいずれかに該当したときは、それぞれ次に定める日をもってその部品の認定を取り消すものとする。</p> <p>(1) 製造業者が認定の取消しを申請したときは、申請のあった日から起算して 1 年を経過する日 (2) <u>認定部品が認定基準に適合しなくなったときは、</u>その事実を知った日 (3) 認定部品に製造上著しい欠陥が発見されたときは、<u>その事実を知った日</u> (4) 3 に規定する申請について虚偽の記載があったときは、<u>その事実を知った日</u> (5) <u>公正安全を阻害する恐れがあるときは、その事実を知った日</u> (6) 製造業者が 9(1)又は(2)による届出を怠り、かつ、本財団がその事実を知ったときは、その事実を知った日から起算して 1 年を経過する日</p> <p>11 使用者認定 (1) 本財団は、10(1)又は(6)により認定を取り消した部品であっても、別に定める使用者認定に係る基準に適合したときは、選手が申請した場合に限り、部品毎に定める期間において当該部品の使用を認定（以下「使用者認定」という。）する。 (2) 使用者認定を申請しようとする選手は、当該競走車部品の認定取消しの日前 60 日までに、競走車部品使用者認定申請書（様式第 9）を本財団に提出しなければならない。 (3) 本財団は、使用者認定の期限についてそれぞれ部品毎の特性を考慮し、認定取消日の翌日から起算して最大 2 年を限度として別に定める。</p>
<p>10 通知 本財団は、競走車部品を認定し、若しくはその認定を取り消し、又は認定証記載事項を変更したときは、財団法人日本自転車競技会、社団法人日本競輪選手会、当該競走車部品製造業者及び登録自転車製造業者に<u>その旨通知しなければならない。</u></p>	<p>10 通知 本財団は、競走車部品を認定し、若しくはその認定を取り消し、又は認定証記載事項を変更したときは、財団法人日本自転車競技会、社団法人日本競輪選手会、当該競走車部品製造業者及び登録自転車製造業者に<u>その旨通知しなければならない。</u></p>
<p>附 則 1 この要領は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。 2 この要領の施行前に財団法人日本自転車振興会の競走車部品の認定に関する要領の規定に基づきなされた行為は、この要領の相当規定に基づきなされた行為とみなす。 3 <u>9</u>の規定にかかわらず、<u>9(1)及び(5)</u>に該当する認定部品は、平成 21 年 6 月 30 日までその認定を取り消さないものとする。</p> <p>附 則 1 この要領は、平成 21 年 3 月 26 日から施行する。</p>	<p>12 通知 (1) 本財団は、競走車部品を認定し若しくはその認定を取り消したとき、仕様を変更したとき又は認定証記載事項を変更したときは、財団法人日本自転車競技会（以下「競技会」という。）、社団法人日本競輪選手会（以下「選手会」という。）、当該競走車部品製造業者及び登録自転車製造業者にその旨を通知するとともに、本財団の発行する会報及びホームページに記載する。</p> <p>(2) 本財団は、使用者認定を行ったとき又は使用者認定を取り消したときは、使用者認定を受けた選手、競技会、選手会、及び当該競走車部品製造業者にその旨を通知するとともに、本財団の発行する会報及びホームページに記載する。また、使用者認定証記載事項を変更したときは、競技会にその旨を通知する。</p> <p>附 則 1 この要領は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。 2 この要領の施行前に財団法人日本自転車振興会の競走車部品の認定に関する要領の規定に基づきなされた行為は、この要領の相当規定に基づきなされた行為とみなす。 3 <u>10</u>の規定にかかわらず、<u>10(1)及び(6)</u>に該当する認定部品は、平成 21 年 6 月 30 日までその認定を取り消さないものとする。</p> <p>附 則 1 この要領は、平成 21 年 3 月 26 日から施行する。</p> <p>附 則 1 この要領は、平成 21 年 6 月 15 日から施行する。 2 本財団は、附則 3 の適用を受ける認定部品の中で使用者認定の対象となる部品及びその有効期限を別に定める。 3 附則 3 の適用を受ける認定部品の使用者認定を申請しようとする選手は、11(2)の規定にかかわらず、平成 21 年 6 月 15 日までに競走車部品使用者認定申請書を本財団に提出しなければならない。 4 本財団は使用者認定の対象となった競走車部品を競技会が保有し、選手に使用させる場合は、その選手が使用者認定を受けたものとみなす。</p>

現 行	改 正 案
<p>6 競走車部品適合認定証 本財団は、競走車部品を認定したときは、その部品の製造業者に<u>対して、競走車部品適合認定証（様式第 4）を交付する。</u></p> <p>7 競走車部品適合認定証記載事項の変更 認定を受けた者は、その認定証の記載事項に変更があったときは、変更があった日から 1 月以内に競走車部品適合認定証記載事項変更届出書（様式第 5）に認定証を添えて本財団に提出しなければならない。</p> <p>11 認定証の再交付 (1) 認定を受けた者は、認定証を滅失し、又はき損したときは、認定証の再交付を申請しなければならない。</p> <p>(2)(1)の規定により再交付を申請しようとするときは、様式第 7 に定める認定証再交付申請書に、き損の場合にあつてはその認定証を添えて、本財団に提出しなければならない。</p> <p>12 認定証の返還 認定を受けた者は、<u>10</u>の規定による認定取消しの通知を受けたときは、遅滞なく認定証を本財団に返還しなければならない。</p> <p>8 認定部品の製造業者の廃業等の届出 認定を受けた部品の製造業者が次のいずれかに該当したときは、それぞれ次に定める者は、その日（(1)の場合にあつては、その事実を知った日）から 30 日以内に、競走車部品認定取消申請書（様式第 6）に認定証を添えて、本財団に届け出なければならない。</p> <p>(1) 製造業者が死亡したとき その相続人 (2) 製造業者である法人が解散したとき その法人を代表する役員であった者 (3) 認定を受けた部品の製造を中止したとき 製造業者であった個人又は製造業者であった法人を代表する役員</p> <p>9 認定の取消し 本財団は、認定部品又はその製造業者が次のいずれかに該当したときは、それぞれ次に定める日をもってその部品の認定を取り消さなければならない。</p> <p>(1) 製造業者が認定の取消しを申請したとき 申請のあった日から起算して 1 年を経過する日 (2) <u>認定に係る部品が認定基準に適合しなくなったとき</u> その事実を知った日 (3) 認定部品に製造上著しい欠陥が発見されたとき その事実を知った日 (4) 3 に規定する申請について虚偽の記載があったとき その事実を知った日</p> <p>(5) 製造業者が 8 による届出を怠り、かつ、本財団がその事実を知ったとき その事実を知った日から起算して 1 年を経過する日</p> <p>11 使用者認定 (1) 本財団は、10(1)又は(6)により認定を取り消した部品であっても、別に定める使用者認定に係る基準に適合したときは、選手が申請した場合に限り、部品毎に定める期間において当該部品の使用を認定（以下「使用者認定」という。）する。 (2) 使用者認定を申請しようとする選手は、当該競走車部品の認定取消しの日前 60 日までに、競走車部品使用者認定申請書（様式第 9）を本財団に提出しなければならない。 (3) 本財団は、使用者認定の期限についてそれぞれ部品毎の特性を考慮し、認定取消日の翌日から起算して最大 2 年を限度として別に定める。</p>	<p>(4) 本財団は、使用者認定を行ったときは、競走車部品使用者認定簿（様式第 10）に所要の事項を記載する。 (5) 本財団は、使用者認定を行ったときは、使用者認定を受けた選手に対して、競走車部品使用者認定証（以下「使用者認定証」という。）（様式第 11）を交付する。 (6) 使用者認定を受けた選手が、使用者認定部品を使用し競輪に参加する場合は、使用者認定証を携行しなければならない。 (7) 使用者認定を受けた選手は、その使用者認定証の記載事項に変更があったときは、変更があった日から 1 月以内に競走車部品使用者認定証記載事項変更届出書（様式第 12）に使用者認定証を添えて本財団に提出しなければならない。 (8) 本財団は、(7)による届出を受付たときは、使用者認定証の記載事項を変更し、申請者に対して、新たに使用者認定証を交付する。 (9) 使用者認定を受けた選手は、使用者認定証を滅失し、又はき損したときは、使用者認定証の再交付を申請しなければならない。 (10) (9)の規定により再交付を申請しようとするときは、競走車部品使用者認定証再交付申請書（様式第 13）を本財団に提出しなければならない。 (11) 本財団は、使用者認定証の再交付を受付たときは、申請者に対して、新たに使用者認定証を交付する。 (12) 使用者認定を受けた選手は、使用者認定の期限終了後、遅滞なく使用者認定証を本財団に返還しなければならない。 (13) 本財団は、使用者認定部品が次のいずれかに該当したときは、それぞれ次に定める日をもってその使用者認定部品を取り消さなければならない。</p> <p>① 部品の有効期限が終了したときは、当該部品の有効期限が終了した日 ② 公正安全を阻害する恐れがあるときは、その事実を知った日</p> <p>12 通知 (1) 本財団は、競走車部品を認定し若しくはその認定を取り消したとき、仕様を変更したとき又は認定証記載事項を変更したときは、財団法人日本自転車競技会（以下「競技会」という。）、社団法人日本競輪選手会（以下「選手会」という。）、当該競走車部品製造業者及び登録自転車製造業者にその旨を通知するとともに、本財団の発行する会報及びホームページに記載する。</p> <p>(2) 本財団は、使用者認定を行ったとき又は使用者認定を取り消したときは、使用者認定を受けた選手、競技会、選手会、及び当該競走車部品製造業者にその旨を通知するとともに、本財団の発行する会報及びホームページに記載する。また、使用者認定証記載事項を変更したときは、競技会にその旨を通知する。</p> <p>附 則 1 この要領は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。 2 この要領の施行前に財団法人日本自転車振興会の競走車部品の認定に関する要領の規定に基づきなされた行為は、この要領の相当規定に基づきなされた行為とみなす。 3 <u>10</u>の規定にかかわらず、<u>10(1)及び(6)</u>に該当する認定部品は、平成 21 年 6 月 30 日までその認定を取り消さないものとする。</p> <p>附 則 1 この要領は、平成 21 年 3 月 26 日から施行する。</p> <p>附 則 1 この要領は、平成 21 年 6 月 15 日から施行する。 2 本財団は、附則 3 の適用を受ける認定部品の中で使用者認定の対象となる部品及びその有効期限を別に定める。 3 附則 3 の適用を受ける認定部品の使用者認定を申請しようとする選手は、11(2)の規定にかかわらず、平成 21 年 6 月 15 日までに競走車部品使用者認定申請書を本財団に提出しなければならない。 4 本財団は使用者認定の対象となった競走車部品を競技会が保有し、選手に使用させる場合は、その選手が使用者認定を受けたものとみなす。</p>
<p>10 通知 本財団は、競走車部品を認定し、若しくはその認定を取り消し、又は認定証記載事項を変更したときは、財団法人日本自転車競技会、社団法人日本競輪選手会、当該競走車部品製造業者及び登録自転車製造業者に<u>その旨通知しなければならない。</u></p>	<p>12 通知 (1) 本財団は、競走車部品を認定し若しくはその認定を取り消したとき、仕様を変更したとき又は認定証記載事項を変更したときは、財団法人日本自転車競技会（以下「競技会」という。）、社団法人日本競輪選手会（以下「選手会」という。）、当該競走車部品製造業者及び登録自転車製造業者にその旨を通知するとともに、本財団の発行する会報及びホームページに記載する。</p> <p>(2) 本財団は、使用者認定を行ったとき又は使用者認定を取り消したときは、使用者認定を受けた選手、競技会、選手会、及び当該競走車部品製造業者にその旨を通知するとともに、本財団の発行する会報及びホームページに記載する。また、使用者認定証記載事項を変更したときは、競技会にその旨を通知する。</p> <p>附 則 1 この要領は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。 2 この要領の施行前に財団法人日本自転車振興会の競走車部品の認定に関する要領の規定に基づきなされた行為は、この要領の相当規定に基づきなされた行為とみなす。 3 <u>10</u>の規定にかかわらず、<u>10(1)及び(6)</u>に該当する認定部品は、平成 21 年 6 月 30 日までその認定を取り消さないものとする。</p> <p>附 則 1 この要領は、平成 21 年 3 月 26 日から施行する。</p> <p>附 則 1 この要領は、平成 21 年 6 月 15 日から施行する。 2 本財団は、附則 3 の適用を受ける認定部品の中で使用者認定の対象となる部品及びその有効期限を別に定める。 3 附則 3 の適用を受ける認定部品の使用者認定を申請しようとする選手は、11(2)の規定にかかわらず、平成 21 年 6 月 15 日までに競走車部品使用者認定申請書を本財団に提出しなければならない。 4 本財団は使用者認定の対象となった競走車部品を競技会が保有し、選手に使用させる場合は、その選手が使用者認定を受けたものとみなす。</p>

様式第 1 競走車部品認定申請書 年 月 日

財団法人 JKA 会長 殿

申請に係る部品の品目及び仕様

※申請者の住所

※申請者の氏名 印

競走車部品の認定申請について

「競走車部品の認定に関する要領」に基づき競走車部品としての認定を下記の書類を添付のうえ、申請いたします。

記

- 1 仕様書
- 2 図 面
- 3 試験成績表 (競走車部品認定基準に従って、財団法人自動車産業振興協会、財団法人日本車両検査協会又は財団法人化学物質検定協会の検査し、作成したものを)
- 4 実物 1 個
- 5 実物書等 (海外に所在する製造業者と取引のある国内の業者が申請を行う場合)
- 6 その他、本財団が必要と認めたもの

※は法人にあってはその所在地、名称及び代表者名を記載すること。

様式第 2 競走車部品仕様変更申請書 年 月 日

財団法人 JKA 会長 殿

申請に係る部品名、認定番号及び部品の仕様

部 品 名

認 定 番 号

部品の仕様

※申請者の住所

※申請者の氏名 印

競走車部品の仕様変更の申請について

「競走車部品の認定に関する要領」3 (3) に基づき、下記の書類及び実物を添付のうえ、競走車部品の仕様変更を申請いたします。

記

- 1 仕様変更前及び仕様変更後の仕様書
- 2 仕様変更前及び仕様変更後の図面
- 3 試験成績表 (競走車部品認定基準に従って、財団法人自動車産業振興協会、財団法人日本車両検査協会又は財団法人化学物質検定協会の検査し、作成したものを)
- 4 実物 1 個
- 5 仕様変更前の競走車部品適合認定証
- 6 その他、本財団が必要と認めたもの

※は法人にあってはその所在地、名称及び代表者名を記載すること。

様式第 2 No. _____ 競走車部品認定書

財団法人 JKA

部品名	認定番号	製造業者名	認定年月日
			変更年月日

製造業者の住所

形状	材質	備 考

商品名

全体写真 部分写真 (特撮)

様式第 3 No. _____ 競走車部品認定書

財団法人 JKA

部品名	認定番号	部品の仕様	製造業者名	認定年月日	認定取消日

製造業者の住所

変更年月日	担当	変更内容

形状	材質	備 考

仕 様

<備考欄>

様式第 4 競走車部品適合認定証

部品の品目及びその名称

認定番号	部品の仕様	認定年月日
T - -		年 月 日

製造業者の住所及び氏名

上記の部品は「競走車部品の認定に関する要領」4 の規定により本財団が競走車部品認定基準に適合するものであると認めます。

年 月 日

財団法人 JKA 印

様式第 4 競走車部品適合認定証

部品名

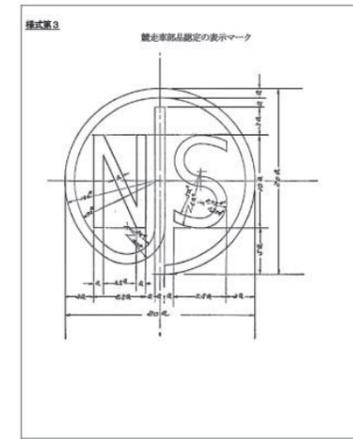
認定番号	部品の仕様	認定年月日
T - -		年 月 日

製造業者の住所及び氏名

上記の部品は「競走車部品の認定に関する要領」4 の規定により本財団が競走車部品認定基準に適合するものであると認めます。

年 月 日

財団法人 JKA 印



様式第 5 競走車部品適合認定証記載事項変更届出書

財団法人 JKA 会長 殿

年 月 日

住 所

氏 名 印

認定番号 第 号

競走車部品適合認定証記載事項の変更について

競走車部品適合認定証記載事項のうち下記事項について変更しましたので、「競走車部品の認定に関する要領」2 の規定に基づき、届出いたします。

記

- 1 変更事項
- 2 添付書類 競走車部品適合認定証

※は法人にあってはその所在地、名称及び代表者名を記載すること。

様式第 6 競走車部品適合認定証記載事項変更届出書 年 月 日

財団法人 JKA 会長 殿

申請に係る部品名、認定番号及び部品の仕様

部 品 名

認 定 番 号

部品の仕様

※申請者の住所

※申請者の氏名 印

競走車部品適合認定証記載事項の変更について

競走車部品適合認定証記載事項のうち下記事項について変更しましたので、「競走車部品の認定に関する要領」5 の規定に基づき、届出いたします。

記

- 1 変更事項
- 2 添付書類 競走車部品適合認定証

※は法人にあってはその所在地、名称及び代表者名を記載すること。

様式第 7 競走車部品適合認定証再交付申請書

財団法人 JKA 会長 殿

年 月 日

住 所

氏 名 印

認定番号 第 号

競走車部品適合認定証再交付申請について

「競走車部品の認定に関する要領」1 1) に基づき、下記の事由により、登録証の再交付を申請いたします。

記

- 1 再交付申請の事由
- 2 添付書類 (き損の場合のみ)
 - (1) 登録証 (き損の場合のみ)
 - (2) 配達記録郵便の郵便料金相当の切手を貼付した返信用封筒

様式第 7 競走車部品適合認定証再交付申請書 年 月 日

財団法人 JKA 会長 殿

申請に係る部品名、認定番号及び部品の仕様

部 品 名

認 定 番 号

部品の仕様

※申請者の住所

※申請者の氏名 印

競走車部品適合認定証の再交付の申請について

「競走車部品の認定に関する要領」7 に基づき、下記の書類を添付のうえ、競走車部品適合認定証の再交付を申請いたします。

記

- 1 再交付申請の事由
- 2 添付書類 (き損の場合のみ)
 - (1) 登録証 (き損の場合のみ)
 - (2) 配達記録郵便の郵便料金相当の切手を貼付した返信用封筒

※は法人にあってはその所在地、名称及び代表者名を記載すること。

様式第 8 競走車部品認定取消申請書

財団法人 JKA 会長 殿

年 月 日

※申請者の住所

※申請者の氏名 印

競走車部品の認定取消申請について

上記について、「競走車部品の認定に関する要領」8 に基づき、競走車部品としての認定の取消を申請いたします。

記

- 1 認定番号 T - -
- 2 添付書類 競走車部品適合認定証

※は法人にあってはその所在地、名称及び代表者名を記載すること。

様式第 8 競走車部品認定取消申請書 年 月 日

財団法人 JKA 会長 殿

申請に係る部品名、認定番号及び部品の仕様

部 品 名

認 定 番 号

部品の仕様

※申請者の住所

※申請者の氏名 印

競走車部品の認定取消の申請について

「競走車部品の認定に関する要領」8 に基づき、下記の書類を添付のうえ、競走車部品の認定の取消を申請いたします。

記

- 1 認定取消の事由
- 2 添付書類 競走車部品適合認定証

※は法人にあってはその所在地、名称及び代表者名を記載すること。

競走車部品の使用者認定

「競走車部品の認定に関する要領」11 に基づき、下記のとおり競走車部品を使用者認定します。

(21JKA 競運第 39 号 平成 21 年 6 月 30 日)

使用者認定状況一覧

Table with columns: 部品名, 認定番号, 人数, 製造業者名, 商標名, 有効期限. Rows include categories like ハンガ部品, ヘッド部品, ハンドルバー, トークリップ, 小ギヤ, シートポスト, ギヤクランク, ペダル, スポーク, リム, チェーン引き, ハブ, サドル, and 総申請者数.

※使用者認定の総申請者数は 2,179 名
※人数欄は、部品毎の申請者数

あっせん

平成 21 年 7 月競輪出場あっせん状況

- 1. 開催状況 (7 月あっせん対象節数)
G I 1 競輪場 1 節
G II 1 競輪場 0 節
G III 2 競輪場 2 節
F I 24 競輪場 27 節
F II 35 競輪場 46 節
2. 選手あっせん依頼数
S 級 1,764 人
A 級 1・2 班 4,356 人
A 級 3 班 2,070 人
合計 8,190 人
3. 級別選手 1 人当たり平均あっせん回数
S 級 2.12 回
A 級 1・2 班 2.49 回
A 級 3 班 2.40 回
4. あっせん選手の交流について

実働選手に対するあっせん依頼数の比率は、S 級については中部・近畿・四国地区が高く、A 級については中部・近畿地区が高かった。
このため、あっせん回数の均等のほか、欠場時の対応等も勘案のうえ、あっせん選手の交流を行った。

平成 21 年 7 月開催競輪選手需給状況表

平成 21 年 6 月 10 日

Table with columns: 級 (S, A 級 1・2 班, A 級 3 班, A 級合計), 依頼数, 実働数, 比率. Rows include regional breakdown (北日本, 関東, 南関東, etc.) and national averages.

備考 本表は、地区間の選手交流計画に資するため、各地区のあっせん需要数と実働選手数の対比を示したものである。
なお、あっせん回数に算入されない競輪は依頼数から除いた。

平成 21 年 7 月開催出場あっせん概況表
平成 21 年 6 月 10 日

Table with columns: 区分, 級別, S 級, A 級, 合計. Rows include 総人員, 非実働人員, 実働人員, あっせん回数別人員, あっせん総数, 一人当たり平均.

※あっせん本数に参入しない部分の依頼数を除く

- 開催状況
G I 青森 (1 節)
G II 川崎 (0 節)
G III 弥彦、小松島 (2 節)
F I 函館、平、取手、宇都宮、京王閣、立川、千葉、花月園、川崎、岐阜、豊橋、富山、松阪、大津、向日町、和歌山、岸和田、玉野、防府、松山、高知、小倉、別府、熊本 (27 節)
F II 35 競輪場 (46 節)
合計 77 節

- 平成 21 年 8 月競輪出場あっせん計画**
- 開催状況 (8 月あっせん対象節数)
 - G I 1 競輪場 1 節 (大垣)
 - G III 4 競輪場 4 節 (函館、富山、高松、小田原)
 - F I 24 競輪場 25 節 (青森、平、弥彦、前橋、取手、西武園、松戸、川崎、平塚、静岡、一宮、名古屋、豊橋、四日市、福井、奈良、向日町、広島、観音寺、小松島、高知、小倉、佐世保、熊本)
 - F II 33 競輪場 46 節
 - 選手あっせん依頼数 (あっせん回数に算入しない部分の依頼数を除く)
 - S 級 1,854 人
 - A 級 1・2 班 4,248 人
 - A 級 3 班 2,070 人
 - 合計 8,172 人
 - 級別選手 1 人当たり平均あっせん回数
 - S 級 2.22 回
 - A 級 1・2 班 2.41 回
 - A 級 3 班 2.41 回

4. あっせん選手の交流について
 実働選手に対するあっせん依頼数の比率は、S 級については中部・四国地区が高く、A 級については中部・近畿・四国地区が高い。
 このため、あっせん回数の均等のほか、欠場時の対応等も勘案のうえ、あっせん選手の交流を行う。

登録・認定数等 平成 21 年 7 月 1 日

項目	現在数	摘 要			
登録選手数	3,490 名	S 級 844 名		A 級 2,646 名	
		SS 18	A 1 884		
審判員数	793 名	S 1 271	2 888		
検車員数	842 名	2 555	3 874		
		3,490 名			
先頭誘導選手数	2,568 名				

平成 21 年 8 月開催競輪選手需給計画表

平成 21 年 6 月 10 日

	S 級			A 級 1・2 班			A 級 3 班			A 級合計		
	依頼数	実働数	依頼数 実働数	依頼数	実働数	依頼数 実働数	依頼数	実働数	依頼数 実働数	依頼数	実働数	依頼数 実働数
北日本	207	99	2.09	360	192	1.88	180	85	2.12	540	277	1.95
関東	270	159	1.70	774	358	2.16	360	208	1.73	1,134	566	2.00
南関東	315	149	2.11	720	262	2.75	360	139	2.59	1,080	401	2.69
中部	423	104	4.07	594	174	3.41	270	74	3.65	864	248	3.48
近畿	162	88	1.84	603	215	2.80	315	101	3.12	918	316	2.91
中国	54	55	0.98	243	155	1.57	135	67	2.01	378	222	1.70
四国	261	66	3.95	414	144	2.88	180	54	3.33	594	198	3.00
九州	162	115	1.41	540	259	2.08	270	130	2.08	810	389	2.08
全国計	1,854	835	2.22	4,248	1,759	2.41	2,070	858	2.41	6,318	2,617	2.41
一人当たり平均あっせん回数	2.22 回			2.41 回			2.41 回			2.41 回		

備考 本表は、地区間の選手交流計画に資するため、各地区のあっせん需要数と実働選手数の対比を示したものである。
 なお、あっせん回数に算入されない競輪は依頼数から除いた。

車券売上状況

(6 月分)

競輪場名	車券売上額(円)			利用者数(人)	開催日数	利用者一人平均購買額	年度累計(4月～6月)			
	合計	場外	電話投票				車券売上額	場外	利用者数	開催日数
函館	1,316,026,300	549,973,300	645,382,300	215,135	7	6,117	4,180,078,600	1,608,789,100	698,133	26
青森	122,031,500	55,041,900	35,525,800	18,633	3	6,549	1,033,151,100	443,741,500	181,701	18
いわき平	542,946,700	189,858,800	145,106,100	86,597	9	6,270	1,078,017,800	370,608,900	167,112	18
弥彦	359,495,300	127,666,300	135,907,500	63,204	9	5,688	1,047,310,100	404,946,400	180,987	21
前橋	788,624,500	353,523,000	273,459,800	123,718	6	6,374	2,646,691,000	1,609,565,100	363,523	12
取手	458,621,900	184,612,900	108,261,800	60,295	3	7,606	1,750,835,300	590,577,800	191,455	15
宇都宮	5,406,618,600	4,225,858,700	698,617,600	476,326	8	11,351	10,480,972,600	8,312,738,800	905,778	13
大宮	425,283,000	109,306,400	88,476,300	53,724	3	7,916	2,254,625,200	860,910,700	249,294	12
西武園	391,097,900	30,619,900	107,498,700	48,209	4	8,113	9,599,372,200	7,188,728,700	821,782	14
京王閣	7,902,366,000	6,540,777,900	940,555,100	647,771	4	12,199	11,040,885,000	7,795,613,400	1,013,577	16
立川	805,214,700	250,601,400	139,826,100	110,430	6	7,292	2,609,927,800	837,224,100	372,515	18
松戸	1,063,584,200	266,943,200	460,489,300	161,931	6	6,568	3,265,361,700	905,469,500	433,487	15
千葉	1,194,926,700	920,153,100	175,972,900	133,773	3	8,932	2,444,917,000	1,682,973,300	300,952	12
花月園	660,478,800	317,425,100	149,142,500	81,865	3	8,068	5,834,858,700	4,030,205,000	551,483	14
川崎	811,908,800	246,698,200	364,847,600	114,295	3	7,104	11,376,181,200	8,190,634,700	1,020,431	13
平塚	1,856,006,000	543,250,900	666,284,000	238,643	6	7,777	11,452,423,200	7,864,551,700	1,060,627	13
小田原	286,013,800	0	57,016,900	23,018	3	12,426	2,230,975,700	927,543,400	217,636	12
伊東温泉	913,374,000	465,164,800	211,957,500	131,034	6	6,971	2,253,203,100	1,177,902,600	288,345	15
静岡	551,623,700	0	112,466,500	58,380	6	9,449	1,535,707,700	61,889,000	169,152	15
一宮	558,892,700	282,391,200	75,451,400	48,706	3	11,475	8,047,084,900	6,493,697,900	690,821	10
名古屋	795,754,200	251,775,900	197,577,400	101,179	6	7,865	2,150,045,600	622,618,800	255,593	18
岐阜	542,806,700	0	152,836,800	69,013	9	7,865	2,022,128,900	484,942,200	241,376	21
大垣	0	0	0	0	0	0	673,182,000	24,674,300	90,662	12
豊橋	75,408,600	0	17,356,500	8,526	3	8,845	804,481,100	331,737,800	93,064	12
富山	393,903,400	36,365,400	150,003,700	49,824	6	7,906	1,210,492,500	160,673,500	155,832	18
松阪	87,250,400	36,735,900	15,014,300	12,004	3	7,268	822,763,800	476,854,800	100,618	12
四日市	1,209,395,800	295,652,200	642,136,200	166,394	8	7,268	2,290,269,500	589,002,500	317,891	14
福井	8,028,782,500	6,720,631,100	983,625,200	695,027	10	11,552	9,305,424,400	7,487,342,200	841,998	22
大津びわこ	12,370,644,100	9,940,867,300	1,773,971,300	879,056	4	14,073	13,243,006,300	10,343,405,200	1,002,319	16
奈良	106,505,800	24,608,700	21,600,100	15,778	3	6,750	1,357,002,500	717,618,600	152,039	12
京都向日町	689,573,200	359,702,800	129,019,600	67,859	6	10,162	951,282,300	408,225,200	102,998	12
和歌山	481,096,700	321,340,600	79,927,500	58,607	3	8,209	1,295,417,700	697,576,800	161,188	15
岸和田	140,669,200	27,343,500	21,512,100	21,450	3	6,558	10,048,575,700	8,117,507,700	835,951	12
玉野	779,997,900	634,159,200	87,918,100	77,230	3	10,100	1,253,390,600	830,300,900	132,903	12
広島	107,393,300	5,940,700	15,941,500	11,034	3	9,733	1,699,883,200	1,010,224,700	176,692	12
防府	64,055,500	4,993,800	27,189,900	12,322	3	5,198	1,569,581,700	1,135,894,000	169,635	15
高松	627,493,300	290,806,300	149,968,700	66,272	7	9,468	1,406,267,400	691,702,300	151,664	16
観音寺	51,016,600	6,090,100	17,173,400	9,319	3	5,474	161,302,800	19,793,600	30,731	9
小松島	111,096,600	19,677,100	40,275,600	18,627	6	5,964	974,952,700	623,161,300	107,039	15
高知	91,482,100	25,315,500	8,459,000	9,013	3	10,150	7,620,672,500	6,343,173,100	673,358	13
松山	465,949,900	259,659,900	83,319,300	52,501	6	8,875	1,177,338,900	713,379,500	124,349	15
小倉	546,411,300	202,722,600	260,830,800	98,599	3	5,542	3,421,810,200	1,351,244,300	501,008	15
久留米	7,117,181,000	5,901,759,200	866,241,000	648,648	10	10,972	7,271,387,600	5,918,566,400	671,757	13
武雄	139,985,800	79,803,800	20,767,900	16,012	3	8,743	1,226,910,800	896,774,600	160,668	12
佐世保	134,565,400	31,441,800	20,644,800	13,475	6	9,986	11,363,766,900	9,398,954,400	829,959	16
別府	311,439,700	157,347,100	71,138,200	37,678	3	8,266	8,258,984,400	6,697,547,500	712,531	16
熊本	158,419,400	9,699,900	26,093,000	13,687	3	11,574	627,403,200	36,274,900	52,385	12
合計	62,043,413,500	41,304,307,400	11,472,787,600	6,124,821	227	10,130	190,370,305,100	127,487,482,700	18,724,959	689